

岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請に関する事務取扱要領

岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づく補助金交付に関する事務に関し、必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 補助の対象となる浄化槽について

(1) 要綱第2条第3号及び同条第4号中の「市長が認めるもの」とは、昭和55年建設省告示第1292号（最終改正 平成18年国土交通省告示第154号）で指定された構造の浄化槽とする。また、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（以下「指針」という。）が適用される浄化槽にあつては、全国浄化槽推進市町村協議会が認定した登録浄化槽とする。

(2) 要綱第2条第8号中の「市長が定める基準」とは、次の基準とする。

ア 次の改造工事が適正に行われたものであること。

- (ア) 既設単独処理浄化槽の汚泥等のくみ取り、清掃及び消毒
- (イ) 既設単独処理浄化槽の不要部分の撤去工事
- (ウ) 仕切り板の穴あけ工事
- (エ) 雨水の集水及び余水吐の配管又は開きよの設置工事
- (オ) ポンプ及び水栓の設置並びに配管工事

イ ポンプの設置については、地上固定式として安易に移動や他事へ流用が出来ない構造であること。

ウ オーバーフロー水は、公共用水域へ排水される構造であること。

(3) 同一年度において、補助の対象者が要綱第8条に基づき交付申請を行えるのは1回のみとする。

(4) 補助金の交付を受けて設置した補助対象浄化槽及び過去に市費補助金により合併処理浄化槽を設置した者は、その補助金の交付確定が通知された日から原則7年以上使用するものとする。ただし、市費補助金により設置した補助対象浄化槽又は合併処理浄化槽が天災等により損害を受けた場合にあつては、その使用期間に関わらず、転換設置整備事業補助金の適用を受けることが出来るものとする。なお、当該適用を受ける場合、撤去又は転用する合併処理浄化槽は、要綱において「単独処理

浄化槽」とみなす。

- (5) 補助金の交付を受けて単独処理浄化槽を雨水貯留槽に転用した場合は、原則として7年以上使用するものとする。ただし、市費補助金により転用された雨水貯留槽が天災等により損害を受けた場合にあってはこの限りではない。

2 補助対象事業について

- (1) 販売及び賃貸を目的とした建築物に対して、転換設置整備事業を行おうとする者は対象外とするが、賃貸借契約のある建築物の場合、賃借人が転換設置整備事業を行うことについて賃貸人の承認が得られているものにあつては、この限りではない。
- (2) 設置する補助対象浄化槽の人槽の算定基準となる建築物からのし尿及び雑排水は、設置した補助対象浄化槽によりすべて処理するものとする。

3 補助対象区域について

要綱第5条第1号及び第2号に定める区域は、当該年度の4月1日現在で各号の条件に該当している場合をいい、当該年度中に各号の条件に該当した区域にあつては、当該年度に限り補助対象区域とする。

4 補助対象者について

- (1) 補助対象者は、当該年度の2月末までに転換設置整備事業を完了するものとする。
- (2) 補助対象者は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条第1項に基づく愛知県知事が指定した検査機関による検査（以下「法定検査」という。）を受検するものとする。
- (3) 補助対象者は、法第11条第1項に基づく年に1回の法定検査を受検するものとし、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じるものとする。
- (4) 補助対象者は、法に基づく清掃及び保守点検を行うものとする。
- (5) 補助対象者は、補助金の交付を受けて単独処理浄化槽から転用した雨水貯留槽の機能を良好に保つため、次により適正な管理を行うとともに、異常が認められた場合は、ただちに必要な措置を講じるものとする。

ア 梅雨及び台風等の大雨が予測される時は、能力が十分発揮できるよう雨水貯留槽内の雨水を除去するものとし、土砂、ごみ等が堆積しないよう、定期的に点検を行うこと。

イ ポンプ等の定期的な点検を行うこと。

- (6) 補助対象者は、市長が必要に応じて実施する浄化槽又は雨水貯留槽の維持管理状況調査に協力するものとする。

5 補助対象費用について

(1) 要綱第7条中の「設置に要する費用(以下「設置費用」という。)」は、次に掲げるものとする。

- ア 本体価格
- イ 土工事費用（掘削・埋戻）
- ウ 土留工事費用
- エ 基礎工事費用（砕石・基礎コンクリート）
- オ 据付・水張り費用
- カ ブロワー工事費用

(2) 要綱第7条中の「撤去に要する費用(以下「撤去費用」という。)」は、次に掲げるものとする。

- ア くみ取り、清掃費用
- イ 撤去工事費用
- ウ 廃棄処分費用

(3) 要綱第7条中の「雨水貯留槽への転用に要する費用（以下「転用費用」という。）」は次に掲げるものとする。

- ア くみ取り、清掃及び消毒費用
- イ 既設浄化槽内部改造工事費用
- ウ 雨水集水工事費用
- エ ポンプ設置費用
- オ 貯留水利用給水配管工事費用
- カ 電気工事費用
- キ 廃棄処分費用

6 人槽別受付枠の取扱いについて

原則として、人槽別補助対象基数の受付枠は、予算編成時の人槽別基数によるものとする。ただし、予算の範囲内において、人槽別基数の補助金の執行状況を勘案し、相互に増減できるものとする。

7 交付申請について

(1) 交付申請は、法第5条第1項に基づく設置の届出をした日から、法第5条第2項に基づく審査期間を経過した後、もしくは建築基準法第6条第1項または第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた後に申請できるものとする。

(2) 要綱第8条中の「市費補助金交付申請書」は、様式第1号のとおりとする。

(3) 要綱第8条中の「書類」は、次に掲げるものとする。

ア 岡崎市浄化槽転換設置整備事業費計画書（別紙1）

イ 設置工事見積書（別紙2）又はそれに代わるもの

ウ 撤去工事見積書（別紙3-1）若しくは転用工事見積書（別紙3-2）又はそれに代わるもの

エ 宅内配管工事見積書（別紙4）又はそれに代わるもの

オ 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し

カ 浄化槽調書の写し（建築確認による場合）

キ 設置場所付近の地図

ク 浄化槽の設置又は撤去（転用）位置並びに排水経路を示す図

ケ 設置する補助対象浄化槽の算定基準となる建築物の見取り図

コ 指針が適用される補助対象浄化槽にあつては、浄化槽登録証の写し

サ 設置する補助対象浄化槽の構造図面

シ 指針が適用される補助対象浄化槽にあつては、当該指針に適合したことを証する登録浄化槽管理票C票

ス 「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となる補助対象浄化槽にあつては、社団法人全国浄化槽団体連合会が保証登録したことを証する書面

セ 浄化槽を設置する者が浄化槽設備士であることを証明する書面の写し（昭和62年以前の浄化槽設備士の資格者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写しも併せて添付）

ソ 市税の滞納がないことを証する書類（直近1か月以内のもの。写し可）なお、納税証明書の交付を受けることのできない者は、納税証明書不添付理由書。

タ 設置する補助対象浄化槽の人槽の算定基準となる建築物を借りている者にあつては、建築物の所有者の承諾書（別紙5）

チ その他市長が必要と認める書類

8 補助額の決定について

(1) 補助額を決定するにあつての補助対象浄化槽の人槽区分は、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象算定基準（J I S A 3302-2000）によるものとする。

(2) 補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

9 補助額の交付決定通知について

市費補助金交付申請書の審査及び現地調査により、適当と認められた場合の補助額の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

10 変更承認申請等について

- (1) 交付決定通知後、設置費用、撤去費用、転用費用若しくは設置する補助対象浄化槽の人槽の変更により交付決定額に変更が生じる場合又は市費補助金交付申請を取り下げる場合の承認申請書は、様式第3号によるものとする。
- (2) 承認申請書の内容を調査して、交付決定額を変更することを承認すると決定した者に対する通知は、様式第4号により行うものとし、取下げを承認すると決定した者に対する通知は、様式第5号によるものとする。

11 地位の承継について

- (1) 要綱第9条中の「承継人」とは、申請者の配偶者、親、子のいずれかとする。
- (2) 要綱第9条中の「地位承継承認申請書」とは、様式第6号のとおりとする。
- (3) 要綱第9条中の地位承継承認申請書の内容を承認する場合は、様式第7号により承継人に通知するものとする。

12 実績報告について

- (1) 要綱第10条中の「市費補助事業実績報告書」は、様式第8号のとおりとする。
- (2) 要綱第10条中の「書類」は次に掲げるものとする。

ア 収支精算書（別紙6）

イ 設置工事収支精算書（別紙7）

ウ 撤去工事収支精算書（別紙8-1）又は転用工事収支精算書（別紙8-2）

エ 宅内配管工事収支精算書（別紙9）

オ 領収書の写し（原本証明をしたもの）

カ 工事チェックリスト（別紙10-1又は別紙10-2）

キ 工事請負契約書の写し

ク 浄化槽法定検査契約書の写し

ケ 浄化槽法定検査依頼書の副本

コ 浄化槽維持管理（保守点検及び清掃）契約書の写し

サ 最終清掃実施記録の写し

シ 工事完了後の浄化槽の設置又は撤去（転用）位置並びに排水経路を示す図

ス 工事写真

セ 承認申請を伴う変更以外で交付申請の内容に変更があった場合は、岡崎市浄化

槽転換設置整備事業費補助金交付申請に関する変更届（様式第9号）及びその変更に関する書類

- ソ 浄化槽使用廃止届出書の写し
- タ 浄化槽使用開始報告書の写し
- チ その他市長が必要と認める書類

13 補助額の交付確定通知について

市費補助事業実績報告書の審査及び現地調査により、適当と認められた場合の補助額の交付確定通知は、様式第10号によるものとする。

14 補助金の交付について

補助金は補助額の交付確定後、補助申請者からの請求により交付する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。